

随意契約理由書

発注案件名	船堀ワークプラザ(第5トヨタビル)建物賃貸借契約	要求部署名	総務部会計課
発注(契約)内容	第5トヨタビル(6階)事務室賃貸借契約		
発注(契約)案件の要求理由	船堀ワークプラザの事務室として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥6,084,000	契約年月日	平成23年4月1日
契約業者名及び住所	株式会社トヨタ工業(東京都江戸川区南葛西五丁目11番10号)		
随意契約の理由	第5トヨタビルの賃貸借契約にあたり、株式会社トヨタ工業が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥6,084,000	
見積書徴取状況	1者(業者指定)		
その他特記事項			